

医療安全を支える一員として

愛知県弁護士会会員 北野 文将 Kitano, Fumimasa

1 はじめに

私は、大学卒業後4年間民間企業で勤務した後、法科大学院に入学、新61期として司法修習を受け、2つの法律事務所で約2年半の間イソ弁としてお世話になった後、2011年7月から名古屋大学医学部附属病院医療の質・安全管理部に同病院の職員として勤め始めました。

私が所属する医療の質・安全管理部とは、医療事故等の防止と患者さんの安全性の確保を目的とする診療支援部門です。具体的な業務内容は、「1. 治療中の不測のトラブル等に対し、病院全体で対応できる治療体制の構築 2. 全部門からのインシデント情報の集積と分析、事故予防策の検討 3. 医療事故等に対する第三者による客観的事例調査、原因究明と再発防止策の指導 4. 院内の各種安全マニュアル、標準対応指針などの策定、各部門との連携 5. 院内研修、学生教育による安全意識の高い医療者の育成と、安全文化の醸成」(名古屋大学医学部附属病院 医療の質・安全管理部ホームページ(<http://www.med.nagoya-u.ac.jp/hospital/1388/1392/4309/index.html>))から引用)です。

核となる構成員は教授(1名)、医師(1名)、看護師(2名)、弁護士(1名)、事務職員(6名)の

計11名の専従スタッフです(2012年3月時点)。加えて、院内全部門に配置されている約100名のクオリティ&セーフティマネージャー(医療者)と協力して院内の安全を高める活動をします。名古屋大学病院は医療安全に特に力を入れており、おそらく医療安全部門としては国内病院のトップに立つ陣容になっていると思われます。弁護士資格を持つ私が職員として配置されたこともその強化策の一環であり、国立大学病院では初めての試みです。

2 職務内容

私は業務として、おおまかに上述した医療の質・安全管理部のそのもの業務と医事紛争に関する業務を行っています。

同部の業務に従事することは、法律事務所の弁護士や企業内弁護士とはやや毛色の異なる仕事だと思えます。大半の病院では、各診療部門での日常の診療の際に発生するインシデント・アクシデント(ヒヤリ・ハットや患者さんに有害な事象が発生した事故)を安全管理部門に報告する仕組みが設けられています。名古屋大学病院では、インシデントレポートシステムという電子システムを構築しています。名古屋大

学病院ではインシデント・アクシデントがこのシステムによって報告されるものだけでも年間8000件を超えます。この報告について、私も含めた医療の質・安全管理部の構成員が1件、1件目を通し、対応すべき・検討すべきインシデント・アクシデントを抽出します。このシステムでは、インシデント・アクシデントがとにかく迅速・大量に報告されることを主眼に置いていますので、この抽出作業が非常に重要です。患者さんの安全のために即応すべき事案を見つけたり、再発防止のための施策をじっくりと検討すべき事案を発見したりする作業です。診療は毎日行われ、インシデント・アクシデントもそれに伴って毎日発生し続けますので、医療の質・安全管理部は常に緊張感をもって業務をしています。大きな事故の場合は、病院全体で、再発防止策や患者さんへの対応の検討を行います。医療的に複雑な事案で、病院内部の検証だけでは不十分と思われる事案については、外部の有識者(専門性の高い医療者や弁護士)を招いた事例調査委員会を開くこともあります。

私は、これらの全ての過程に加わり事実調査や法律上の指導助言を行っています。名古屋大学病院は大学病院であるため高度かつ専門性の高い医療行為が行われています。医療的に複雑な事案の場合は、法律上の指導助言をするにあたって、事実調査が詳細にわたりますし、極めて微妙な判断を要求されます。現場・他病院の医師や製薬会社の担当者等から話をうかがったり、ガイドラインや医療専門書を読んだりしながら考え続ける毎日です。シビアな業務です

が、ゆえにやりがいがあります。

他方、医事紛争に関する業務は、通常の弁護士業務そのものと言えるかと思います。具体的には、患者さんの苦情などに関する法律上の指導助言、医療紛争担当の顧問弁護士への連絡・調整等、医事紛争に関する公的文書の照査・作成に係る指導助言などを行います。患者さんから苦情があった場合に、患者サービス部門の相談にのったり、直接患者さんの対応を行ったりします。任意の話し合いでは解決できず、不幸にも調停や訴訟になった事案については、当院の顧問弁護士と協調しながら、調停や裁判を進めていきます。法廷は顧問弁護士にお任せしていますので、この業務においては一般の会社の法務部門のような役割を果たすこととなります。医療の専門家と法律の専門家間に立ち、両者のコミュニケーションが円滑に保たれるよう努力をします。

3 最後に

以上、おおまかに私の業務内容を紹介しましたが、特徴的なのは医療安全の業務かと思いますが、私は病院から業務の対価をいただいているが、いわゆる“病院側”“患者側”という立場ではなく中立的な位置に立つ必要があります。この点、通常の病院の顧問弁護士や患者さんの代理人弁護士とはポジションが異なるところかと思えます。ただ、いまだよって立つべき場所に迷い、試行錯誤をしながら業務を進める毎日です。しかし、世の中の医療がより良いものになるよう、精一杯考えていきたいと思っています。